

令和7年広審第27号

裁 決
貨物船A乗揚事件

受 審 人 a 1

職 名 A船長

海技免許 三級海技士（航海）

受 審 人 a 2

職 名 A二等航海士

海技免許 四級海技士（航海）

本件について、当海難審判所は、理事官小嶋正博出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a 2 の四級海技士（航海）の業務を1か月停止する。

受審人 a 1 を戒告する。

理 由

（海難の事実）

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和7年6月24日01時24分

来島海峡 愛媛県馬島北東岸

2 船舶の要目

船種 船名 貨物船A

総トン数 498トン
全長 76.20メートル
機関の種類 ディーゼル機関
出力 735キロワット

3 事実の経過

Aは、船尾船橋型鋼製貨物船で、船橋前部中央に操舵スタンド、右舷側に機関遠隔操縦装置、左舷側にレーダー2台、電子海図システム及びGPSプロッターをそれぞれ備え、a1及びa2両受審人ほか2人が乗り組み、鉄鋼原料約1,400トンを積載し、船首3.0メートル船尾4.5メートルの喫水をもって、令和7年6月23日15時15分徳島県橘港を発し、来島海峡中水道（以下「中水道」という。）を經由する予定で関門港若松区に向かった。

a1受審人は、出港操船後、播磨灘、備讃瀬戸、備後灘を西行し、23時30分愛媛県高井神島北東方沖合で、a2受審人に船橋当直を引き継いで降橋した。

a2受審人は、単独の船橋当直に就き、レーダー2台、電子海図システム及びGPSプロッターをそれぞれ作動させ、来島海峡に向けて西行した。

a1受審人は、翌24日00時55分来島洲ノ埼灯台（以下「洲ノ埼灯台」という。）から086度（真方位、以下同じ。）4.7海里の地点に至り、間もなく来島海峡航路を通航する状況であったが、a2受審人は同航路の通航経験が豊富であったので単独での操船を任せても無難に航行できるものと思い、昇橋して自ら操船の指揮を執らなかった。

a2受審人は、順潮の来島海峡航路を北上し、01時20分洲ノ埼灯台から155.5度1,500メートルの地点で、針路を353度に

定め、13.5ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で、手動操舵により進行した。

a 2受審人は、馬島南端東方沖合に至り、一時的に視程が500メートルとなったことをa 1受審人に報告せずに単独で当直を続け、01時22分洲ノ埼灯台から135.5度740メートルの地点に達し、馬島北方沖合に向けて針路を転じた。

針路を転じたとき、a 2受審人は、その後來島海峡航路を逸脱し馬島に向首接近する状況であったが、程なく馬島北端東方沖合に至ったものと思い、レーダーで同島との位置関係を確認するなど、船位の確認を十分に行わなかったため、この状況に気付かなかった。

こうして、a 2受審人は、来島海峡航路を逸脱し馬島に向首接近したまま航行して、01時24分洲ノ埼灯台から096度130メートルの地点において、Aは、船首が246度を向き、8.0ノットの速力で、馬島北東岸の浅所に乗り揚げた。

当時、天候は雨で風力1の西北西風が吹き、潮候は下げ潮の末期にあたり、愛媛県今治市には大雨、雷注意報が発表されていた。

a 1受審人は、船体の衝撃に気付いて直ちに昇橋し、馬島北東岸の浅所に乗り揚げたことを知り、事後の措置に当たった。

乗揚の結果、球状船首に凹損を伴う曲損等を生じた。

（原因及び受審人の行為）

本件乗揚は、夜間、来島海峡において、中水道を北上する際、船位の確認が不十分で、来島海峡航路を逸脱し馬島に向首接近したことによって発生したものである。

運航が適切でなかったのは、船長が、来島海峡航路を通航する際、自ら操船の指揮を執らなかったことと、船橋当直者が、船位の確認を十分

に行わなかったことによるものである。

a 2 受審人は、夜間、来島海峡において、中水道を北上する場合、来島海峡航路を逸脱し馬島に向首接近することのないよう、レーダーで同島との位置関係を確認するなど、船位の確認を十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、程なく馬島北端東方沖合に至ったものと思い、船位の確認を十分に行わなかった職務上の過失により、同航路を逸脱し馬島に向首接近したまま進行して、馬島北東岸の浅所へ乗り揚げる事態を招き、船体に損傷を生じさせるに至った。

以上の a 2 受審人の行為に対しては、海難審判法第 3 条の規定により、同法第 4 条第 1 項第 2 号を適用して同人の四級海技士（航海）の業務を 1 か月停止する。

a 1 受審人は、夜間、来島海峡において、来島海峡航路を通航する場合、自ら操船の指揮を執るべき注意義務があった。しかるに、同人は、a 2 受審人は同航路の通航経験が豊富であったので単独での操船を任せても無難に航行できるものと思い、自ら操船の指揮を執らなかつた職務上の過失により、馬島北東岸の浅所へ乗り揚げる事態を招き、船体に損傷を生じさせるに至った。

以上の a 1 受審人の行為に対しては、海難審判法第 3 条の規定により、同法第 4 条第 1 項第 3 号を適用して同人を戒告する。

よって主文のとおり裁決する。

令和 8 年 3 月 1 0 日

広島地方海難審判所

審判官 井 手 則 義